

# 福岡県公報

平成二十八年十一月十一日  
第三千八百四十三号  
増刊  
①

## 目次

規則(第四十六号)

○福岡県財務規則の一部を改正する規則

(会計課)……………一

## 規則

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年十一月十一日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第四十六号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

○ 福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する

様式第三百三十三号第三十六条中「充当してはならない。」を「充当してはならない。

ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を越える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。」と改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。